

議第5号議案

国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の充実に関する意見書の
提出

国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の充実に関し、関係行政機関へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

令和元年12月19日提出

政策・総務・財政委員会
委員長 山下正人

国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の充実に関する意見書

国の政策として全国に配置された国立大学は、各地域の高度な教育研究の拠点として、高度人材育成と卓越した研究の推進により全ての地域の成長を牽引するとともに、我が国の発展に大きく貢献してきた。また、各地方自治体が設置する公立大学は、地域社会から信頼される知的・文化的拠点として、教育研究の質向上に向けた取り組みなどを着実に進めている。

本市においては、横浜国立大学を初め、東京工業大学、東京藝術大学及び横浜市立大学といった国公立大学はそれぞれの強み、特色を十分に生かし、すぐれた人材の輩出や地元企業への技術支援を含め产学研連携や地域貢献に取り組むなど、横浜の未来を切り開き、持続可能な成長に大きく寄与している。

急速な少子高齢化、労働生産人口の減少、地方の過疎化、グローバリゼーションの進展などの重要な社会的課題が山積する中、国公立大学にはSociety5.0と第四次産業革命の実現に向け知識集約型社会が生み出す新たな成長モデル（価値）へのパラダイムシフトを先導し、多様性を尊重しながら全ての人々が活躍できるインクルーシブな社会に貢献するとともに、世界を牽引する知的人材の育成が求められている。しかしながら、運営交付金の削減累積や研究者を取り巻くさまざまな制度改正などの要因によって、十分な教育研究基盤の維持・確保に支障をきたしている。改めて、未来を切り開く人材育成を担う大学の役割について、国レベルはもとより地域レベルでも必要不可欠であることを再確認するとともに、大学を取り巻く危機的な状況を踏まえた具体的な方策を講じていかなければならぬ。

よって、政府におかれでは、大学が担う役割を着実に果たすことができるよう、国立大学に対する運営費交付金等の基盤的経費を充実するとともに、あわせて公立・私立大学への支援の充実を図ることを強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

内閣總理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛て

横浜市會議長
横山正人